

嘆願書

再嘆願書提出理由

今回吾が共和會の擴大中央委員會の總意的なる決議に依り去日提出したる嘆願書に對して當局は收入減に依る市電財政窮乏を唯一の理由として嘆願書の全部を一蹴したのである。

曩に吾々が申しのべた如く電氣事業の發展と従業員の健康、保險、待遇及諸設置の完備は事業の見地から最も緊要なる關係に置かれてゐる。

隨つて之等を一つ一つ切離し又は改正する事は事業發展の上に一大支障をきたすのみならず従業員に對して甚なからず不安を抱かせる事は絶対に許す可らざるどころなり然かも當局は吾々従業員が常に不正確なる勞務に對して不當なる報酬を得てゐるかの權に言ひ傳へられますが吾々は決して斯る不當なる要求をするものではないと云ふ事を改めて御断りしなければならぬ。

現在當局の施政の上にも一大改革を要す

根本的改革策を講ぜられ吾等従業員の不安を一掃すべく理事者諸氏の誠意ある回答を切望するのである。

嘆願事項

一、乗務計算時間ヲ従前通りニ支給セラレタシ

理由 當局ノ内務説明ハ運轉ノ早進ニ依リ回數ヲ増ス申ニ依テ實質收入ニ差ナシトアルモ現在ノ標準時分ニテハ限リアル勞働能力ハ勿論精進ノ能力ニ於テ一時間以上ノ加重ナルヲ以テ増進シ

二、精勤休暇ハ從來通り支給セラレタシ

理由 吾々交通従業員ハ他ノ職業ト異リ服務上ノ嚴禁及ビ勤務時間ノ不規則ニ依ル心身ノ及ボス疲勞並ニシテ從來ノ精勤休暇ニ依テ僅クニ其ノ保養ニ資スルヲ以テナリ

三、現在ノ標準時分ヲ適當ニ増加セラレタシ

理由 現在ノ標準時間ハ最大限度ヲテテ事故ノ賠償及ビ乗客取扱ヒ上ノ周到ナル注意及ビ交代ニ要スル時分ヲ適當承認セラレタシ

四、各出張所々屬系統毎ニ乗務手當ヲ公平ニ分配セラレタシ

理由 各出張所々屬系統ニ依テ乘務時分及乗務費ノ差シテ相違アル系統ニ依テモ乗務手當

以上ノ意ヲ諒トシテ右詳議トシテ非來務ニ認メラレタシ

八、停年制ノ制定即時撤廢セラレタシ

理由 停年制設置ハ老朽尙依然意味スルモノデアラガ故ニ吾々ハ日常生活及社會的見地ヨリ甚ダ不合理ナルヲ以テ即時撤廢セラレタシ

九、減車ヲ絶對セザルコト

理由 今後大規模發展ノ爲メニ吾々が市電當局ハ重大ナル使命ヲ持ツモノデアラ然ルニ六大都市中京少數ニアルニ依テ吾々従業員ハ過重ノ勞働強ラレ事故ハ増加シ爲メニ一般市ノ發展ヲ阻害スルモノニシテ吾々ハ絶對反對スルモノデア

十、酒肴料從來通り支給セラレタシ

理由 年七回支給サル、酒肴料ノ意味ヲ併車スル者デアツテ此レ以上殊更ニ要求スル者デアライ然レ國民トシテ又市民トシテ大體日及ビ市營記念日盆祭開港記念日等々ハ其ノ費ヲ充分ニ持ツモノナレバ従前通り支給セラレタシ

十一、賞與従前通り支給セラレタシ

理由 吾々運輸者ニ取テ唯一ノ収入タル賞與ヲ減額スルト云フ事ノ恐ビ得ザル苦痛ニシテ事業遂行上非常ナ影響ヲ及スト云フ見知カラ從來通り支給セラレタシ

十二、夏季期手當従前通り支給セラレタシ

理由 當市ハ夏期ノ繁雜及乗客輸送能率カラ見テモ従業員ノ精神的疲勞ヲ緩和サセル事ハ事業ノ發展ニ一大關係アルモノナレバ夏期手當ヲ従前通りニ支給セラレタシ

工 務